



SHIFT

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）の 省CO2型システムへの改修支援事業の詳細要件（案）

令和7年3月時点

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

2月時点からの追記箇所を黄色着色しています。

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



制度の詳細要件

補助金の交付を申請できるのは、次の（１）～（１０）に掲げる本邦法人・団体とします。

- (1) 民間企業（個人、個人事業主を除く）
- (2) 独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (5) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (6) 医療法第39条に規定する医療法人
- (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (9) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- (10) 地方公共団体（1～9のいずれかと建物を共同所有する共同申請者に限る）

※賃借対照表の「純資産」が2期連続マイナスは対象外

※風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場と旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場は申請できません。

- 省CO2型システムへの改修支援事業では、一定水準以上※のCO2排出量を削減する、既存の設備機器やシステムの改修を補助対象としています。

※CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減すること

1. システムの改修

- システムの改修とは、当該システムの既存の構成機器の機能やエネルギー供給の全部又は一部を、異種の機器やエネルギーに置き換えたシステムとするものです。
- システムの改修においても、同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新であり、機能が置き換えられた既存設備は撤去又は稼動不能とすることが必要です。ただし、システム改修において機能や能力の大体が一部に留まる等、既存設備を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認めます。

注) システムとは、特定の機能を達成するためのエネルギーや情報や設備機器が繋がったものを意味します。

2. 設備機器の導入

- 設備機器の導入とは、同種の機能と同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新です。
- 更新対象となる既存機器は、撤去又は稼動不能状態とすることが必要です。
- 一部の機器において、単純な高効率化改修は補助対象外となります。

■ 補助率：1 / 3

■ 補助上限：1億円（CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減する場合は5億円を上限とする）

補助対象設備一覧

■ エネルギー使用設備機器および燃料・エネルギー供給設備機器が補助対象となります。

	蒸気システム	空調システム	給湯システム	工業炉	燃料電池システム	圧空システム	冷凍冷蔵設備	再エネシステム	受変電設備	その他生産設備等	照明
対象可否	△※1	△※1	△※1	△※1	△※2	○	○	○※3	△※4	○	△※5

- ※1 電化・燃転を伴わない単純な高効率化改修は対象外（単純な高効率化の考え方は次項参照）
- ※2 既存設備と同じ能力の設備に更新する場合は、単純な高効率化改修のため対象外
- ※3 エネルギー使用設備機器を補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。かつ、発生した熱エネルギーは100%自家消費であること。なお、導入量及び上限額についても一定の要件を設けます。
- ※4 電化による受電量増に伴う増設・更新の場合もしくは自家発電設備を廃止して、系統受電に切り替える場合のみ対象とします。
- ※5 中小企業のみ。エネルギー使用設備機器を補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。また、制御機能付きLED照明のみ対象とする。なお、導入量及び上限額についても一定の要件を設けます。
- ※6 上記の表に該当がなく、特定の燃料種しか想定されない設備機器（電気式のみ等）は、高効率化改修でも補助対象となる可能性があります。

「単純な高効率化」の取り扱い

- 単純な高効率化とは、燃料転換や電化を伴わない、純粋な設備の高効率化改修のことです。

【単純な高効率化の例】

- 電化・燃料転換を伴わない更新

(例.設備更新 (ダウンサイジングを伴う場合や、更新前後で台数が異なる場合を含む) するが燃料種は変わらない)

- LNGから都市ガスの燃料転換は、排出係数が変わらないため補助対象外
- セントラル空調からパッケージ空調等の場合も、燃料種が変わらないため補助対象外

【単純な高効率化ではない例】

- レジリエンス等の観点で同一系統内で必要最小限の一部高効率化が必要な場合には、当該高効率化分を含めて全体を補助対象とします (GHPからEHPに更新するが、一部GHPを残す場合等)。ただし、高効率化の上限は供給量あるいは設備容量の半分程度までとします。
- 燃料電池システムにおいて、最大限熱需要を賄うために能力を増強するような場合

設備の所有者が異なる一体的な事業の場合

■ 単一の工場・事業場で事業を行う場合

→ …YES

→ …NO

設備の所有者と
利用者は同一である

設備所有者が代表事業者
として申請

設備の所有者は
一者である

設備所有者が代表事業者として
設備利用者と共同申請

各設備所有者で連名申請
(ex.自己所有+リース)

- ✓ 同一箇所の場合は各設備所有者の削減量、費用対効果等を合算し、要件を満たす必要がある
- ✓ 補助上限額は1億円or5億円
- ✓ 排出量報告は各設備所有者ごとに報告

■ 近隣の複数事業所で連携して行う事業の場合

設備ごとの所有者と
利用者は同一である

設備所有者で連名申請

報告は設備所有者ごと

エネルギーサービス会社等が
トータルで設備導入を行う

設備所有者が代表事業者として
設備利用者（2者）と共同
申請

報告は設備所有者が2カ
所まとめて行う

各設備所有者で連名申請
(ex.A社は自社でボイラは所有し燃料は供給を受け、
B社はトータルでエネルギーサービスが所有する)

※報告は設備所有者ごとに行う

【共通】

- ✓ 設備利用者ごとに削減率、費用対効果等の要件を満たす必要がある
- ✓ 補助上限額は次項参照
※応募数としては1件扱い

共同利用設備を導入する場合の要件

■ 事業のスケジュール

ケース①) 3カ年以内に2者の事業が完了する場合は、全て補助対象

	1年目	2年目	3年目
A社	LNG設置、ボイラ燃転		
B社		ボイラ燃転	

※事業が完了した事業者から実績報告

ケース②) 3カ年以内に2者の事業が完了しない場合は、A社工事とB社工事は別々での申請
A社工事のLNGサテライト工事は、A社とB社の使用量で按分し、A社分のみ補助対象

	1年目	2年目	3年目	4年目
A社	LNG設置、ボイラ燃転			
B社			ボイラ燃転	

■ その他想定している要件

- ✓ A社・B社それぞれで削減率、費用対効果等の要件を満たす必要があります（例えば、システム単位でA社40%、B社20%削減で合算すると30%以上の削減となる場合でも、B社は対象外）
- ✓ 事業全体の補助上限額は、事業所ごとの上限額（1億円or5億円）を合算。ただし、事業全体の上限額は10億円とします。ケース①の例でA社が1.5億円、B社が0.5億円の補助額となった場合、合計で2億円を超えていないので減額なしとする。

【費用対効果について】

- システムの改修・設備機器の導入共に、費用対効果は10万円/t-CO₂以下であることを要件とします。

なお、費用対効果（円/t-CO₂）は以下の算式で求めます。

$$\text{費用対効果} = \frac{\text{「補助対象経費（円）の合計値」}}{\text{「CO}_2\text{削減効果（t-CO}_2\text{）」}} \\ \times \text{法定耐用年数（年）の合算値}$$

【完了実績報告について】

- 完了実績報告書の提出と合わせて、**EEGSを用いて毎年度の排出量を報告することを要件**とします。
- 基準年度のCO₂排出量は、第三者検証機関による検証を受検して頂く必要があります（大企業のみ）、完了報告の際に検証結果を提出して頂く必要があります。

【事業報告について】

- 事業完了後の3年間の事業報告と合わせて、**EEGSを用いて毎年度の排出量を報告することを要件**とします。

【自主的対策について】

- 更新対象となる既存設備の稼動状況に無駄がないかなどの点検・改善結果を、完了報告時に報告することとします。

